

はじめに

通信制高等学校は今、大きな変革期を迎えている。

今日の通信制高等学校は、自らのペースで学ぶことができるという通信教育の特性を最大限に活かし、スタートラインも目指すゴールもそれぞれ異なる、多様な生徒が学びに向かう場となっており、時代の変化・役割の変化に応じながら、その有り様は劇的に変わってきている。また、近年の情報通信技術（ICT）の急速な進展や、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）化に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような新技術を基盤とした、新しい学びの形も次々に生まれてきており、通信制高等学校が魅せる新しい取り組みには、一層の期待が高まっている。

その一方で、昨今、一部の通信制高等学校におけるずさんな教育実態が次々と明るみになり、通信制高等学校全般に対する社会の信頼を揺るがしかねない状況となっている。こうした事態が、通信制高等学校で懸命に学ぶ生徒や、生徒一人一人に真摯に向き合う教職員をはじめとする、通信制高等学校を支える関係者の努力に疑念が向けられるようなことは決してあってはならず、再発防止に向けた制度改善が急ぎ求められている。

期待と疑念、その双方に的確に応えていくことができるのか、通信制高等学校の真価が問われている。折しも中央教育審議会等においては、平成 31 年（2019 年）4 月の諮問を受けて、通信制課程の在り方に関する本格的な検討が行われることとなった。具体的には、中央教育審議会の下に設置された「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」では、高等学校教育全般を見渡した大局的な見地からの検討がなされるとともに、文部科学省初等中等教育局の下に設置された「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」では、上記ワーキンググループの検討状況を踏まえな

はじめに

がら、専門的・実務的な観点から高等学校通信教育に特化した検討が行われてきた。こうした検討の結果は、それぞれの会議での審議まとめ（報告書）へと結実するとともに、そのエッセンスは令和3年（2021年）1月の中央教育審議会の答申にも表れている。

これらを踏まえ、高等学校通信教育規程の改正等を内容とする「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第14号）及び「高等学校学習指導要領の一部を改正する告示」（令和3年文部科学省告示第61号）が、令和3年3月31日に公布されるに至った。これらの令和3年改正は、通信制高等学校の設置基準としての性格を有する高等学校通信教育規程について、昭和37年（1962年）の制定以来となる概念整理を図るとともに、通信制高等学校で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境のもとで存分に学ぶことができるよう、教育課程面、施設設備面、そして学校運営面にわたって多角的な観点から改正が行われており、一部の例外を除き、令和4年（2022年）4月1日から施行されることとなる。

本書は、こうした令和3年改正による高等学校通信教育規程に関する改正項目を中心に、改正の趣旨や内容をできる限り簡潔明瞭に解説しようとするものである。このような解説を試みようと考えたのは、著者自ら、文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に在籍し、高等学校教育行政の一担当者として、令和3年改正に携わったことに加え、高等学校通信教育を取り巻く法制度の解釈に悩み、過去に発出された文部科学省の通知・通達や行政実例等をひも解きながら、適切と考えられる解釈にたどり着くまでに多くの時間を費やしたことがその背景にある。通信制高等学校に関わる様々な方々から、関係法令を遵守するにあたって、それらをどのように解するべきであろうかと、日々悩んでおられる実態をうかがうにつれ、一担当者として到達した解釈を、関連する資料と併せて示すことでその一助となることを願い、今般の改正の時機を捉え筆を執った次第である。

本書の特徴は、令和3年改正の趣旨及び内容を十分に伝えることができるよう、第1章「概要解説」、第2章「逐条解説」、第3章「一問一答」の3章から構成することとしている。第1章では、通信制高等学校を取り巻く制度

はじめに

概要や現状を概観した上で、令和3年改正の背景や経緯・概要をまとめている。第2章及び第3章では、令和3年改正の個別の改正事項について、それぞれの趣旨及び内容を深掘りすることを目的としている。第2章では逐条形式で各条項の文言に照らしながら詳細な検討を行い、第3章ではそのエッセンスを一問一答形式で簡潔に解説するよう心掛けた。

本書の対象は、通信制高等学校の管理職・教職員をはじめ、都道府県教育委員会・都道府県私学担当部署の担当者、地方自治体の教育特区担当者、学校法人の担当者、さらには各学校と連携・協働する国内外の大学・企業・地元自治体等の方々など、通信制高等学校を支え、又は将来支える幅広い関係者を念頭に置くものである。本書を通じて、通信制高等学校を取り巻く制度への理解が深まることで、高等学校通信教育の特性を活かした更なる取り組みの実現に資するものとなれば、望外の喜びである。

なお、本書の解説は、著者が個人の立場で執筆したものであり、本書に記載した一切の内容及び解釈は、文部科学省の公式見解を何ら示すものではなく、全て著者の個人的見解にとどまるものであることにご留意願いたい。

本書の刊行にあたり、各種会議の主査・座長の立場から議論を牽引し、高等学校教育改革の推進にご尽力いただいた荒瀬克己先生、全国高等学校通信制教育研究会会長・顧問のお立場から数多くの有益なご指導・ご助言をいただいた賀澤恵二先生、点検調査をはじめ様々な取り組みをサポートいただいたNPO法人全国通信制高等学校評価機構副理事長の飯島篤先生、さらには、今般の検討・改正の過程において、ご支援・ご協力を賜りました皆様に、改めて心から感謝申し上げます。また、未熟な小生を育て、支えていただいた、塩川達大前参事官、酒井啓至参事官補佐をはじめとする文部科学省初等中等教育局参事官付の皆様にも、深く感謝の意を表します。

最後に、本書の刊行に向けて多大なるお力添えをいただいた、勁草書房編集部の方々に、心からお礼申し上げます。

令和3年12月

小川 慶将

目 次

はじめに	i
凡 例	xi
第 1 章 概要解説	1
1. 通信制高等学校の概要	3
(1) 通信制高等学校を取り巻く制度概要	4
(2) 通信制高等学校に関する現状	13
2. 令和 3 年改正の概要	19
(1) 改正の背景	19
(2) 改正の経緯及び概要	23
第 2 章 逐条解説	33
1. 高等学校通信教育規程の一部改正	35
(1) 通信教育規程第 3 条（通信教育連携協力施設）	35
(2) 通信教育規程第 4 条（通信制の課程の規模）	52
(3) 通信教育規程第 4 条の 2（面接指導を受ける生徒数）	57
(4) 通信教育規程第 4 条の 3（通信教育実施計画の作成等）	61
(5) 通信教育規程第 10 条の 2（通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備）	73
(6) 通信教育規程第 11 条（他の学校等の施設及び設備の使用）	88
(7) 通信教育規程第 12 条（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）	90

目 次

(8) 通信教育規程第 13 条（通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価）	92
(9) 通信教育規程第 14 条（情報の公表）	98
2. 学校教育法施行規則の一部改正	109
(1) 施行規則第 4 条（学則に記載しなければならない事項）	109
(2) 施行規則第 5 条（学則変更の認可申請又は届出に要する書類）	111
(3) 施行規則第 16 条（広域通信制課程の学則変更の認可にあたって行う届出）	113
(4) 施行規則第 97 条（学校間連携による単位認定）	114
(5) 施行規則第 100 条（少年院における矯正教育の単位認定）	118
3. 改正省令附則	124
(1) 附則第 1 条（施行期日）	124
(2) 附則第 2 条（学則変更についての経過措置）	126
(3) 附則第 4 条（面接指導を受ける生徒数についての経過措置）	127

第 3 章 一問一答 129

1. 総論	131
問 1 令和 3 年改正はどのような内容か。	131
問 2 令和 3 年改正はどのような背景・経緯で行われるものか。	132
問 3 令和 3 年改正はいつから施行されるか。	133
2. 各論 I（教育課程の編成・実施関係）	134
(1) 通信教育実施計画の作成・明示等	134
問 4 通信教育実施計画とは何か。	134

問5 通信教育実施計画の作成にあたり、特定の様式・フォーマットに従う必要はあるか。	134
問6 通信教育実施計画はどのような方法で生徒に明示すべきか。	135
問7 集中スクーリングの実施日程がサテライト施設ごとに異なる場合には、通信教育実施計画にはどのように記載すればよいか。	135
(2) 面接指導を受ける生徒数関係	136
問8 同時に面接指導を受ける生徒数に関し、どのような改正が行われているか。	136
問9 特定の科目の履修希望者数が予定を上回り、同時に面接指導を受ける生徒数が40人を超えてしまうことが見込まれる場合には、どのように考えればよいか。	136
(3) 関係法令の趣旨明確化関係	137
問10 メディア指導の実施に関し、どのような改正が行われているか。	137
問11 試験の実施に関し、どのような改正が行われているか。	138
3. 各論Ⅱ（サテライト施設の設置関係）	139
問12 通信教育連携協力施設、面接指導等実施施設、学習等支援施設とは何か。	139
問13 面接指導等実施施設において、生徒の学習活動等の支援を行うことはできるか。	140
問14 通信制高等学校の設置者は、自ら以外の者が設置する学校又は施設であっても、「通信教育連携協力施設」として設けることができるか。	140

目 次

- 問 15 通信制高等学校の設置者は、自校の生徒が多く所属し、自校の通信教育に関する学習活動等のサポートが行われている教育施設がある場合には、当該施設と連携協力するつもりはなくても、当該施設を「通信教育連携協力施設」として扱う必要があるか。……………141
- 問 16 体育の面接指導に限って近隣のスポーツセンターを使用することを予定する場合には、当該スポーツセンターを「通信教育連携協力施設」として位置付ける必要があるか。……………142
- 問 17 通信教育連携協力施設が備えるべき編制、施設及び設備の基準に関し、どのような内容が定められているか。……………143
- 問 18 個々の通信教育連携協力施設について、「通信教育連携協力施設が備えるべき編制、施設及び設備の基準」を満たしているか否かは、誰がどのように確認すべきか。……………143
- 問 19 個々の通信教育連携協力施設について、「通信教育連携協力施設が備えるべき編制、施設及び設備の基準」を満たしているか否かは、どのような時に確認する必要があるか。……………144
- 問 20 「通信教育連携協力施設が備えるべき編制、施設及び設備の基準」について、通信教育規程に定めるもののほか、都道府県等が独自に設けることはできるか。……………145
- 問 21 通信制高等学校の所在する都道府県の区域外に通信教育連携協力施設を設ける場合には、どのような点に留意する必要があるか。……………146
- 問 22 令和3年改正前から連携協力を行っているサテライト施設であっても、「通信教育連携協力施設が備えるべき編制、施設及び設備の基準」を満たす必要があるか。……………146
- 問 23 令和3年改正前から連携協力を行っているサテライト施設について、仮に「通信教育連携協力施設が備えるべき編制、施

設及び設備の基準」を満たさない場合には、どのように考えればよいか。……………	147
問 24 通信制高等学校の学則について、今般の改正に伴って変更が必要となる場合には、令和3年改正の施行日（令和4年4月1日）までに学則変更を行う必要があるか。……………	147
問 25 私立の広域通信制高等学校の学則について、今般の改正に伴って形式的な変更や軽微な変更を行う場合であったとしても、所轄庁の認可を受ける必要があるか。……………	148
4. 各論Ⅲ（学校運営改善の推進関係）……………	149
(1) 学校評価の趣旨明確化関係……………	149
問 26 通信制高等学校における学校評価はどのように行う必要があるか。……………	149
問 27 専修学校を面接指導等実施施設に位置付けて連携協力を行う場合には、通信制高等学校が行う学校評価の対象として、専修学校が独自に実施する授業等も含める必要があるか。……………	150
(2) 情報公表の趣旨明確化関係……………	150
問 28 通信制高等学校における情報公表はどのように行う必要があるか。……………	150
問 29 専修学校を面接指導等実施施設に位置付けて連携協力を行う場合には、通信制高等学校が行う情報公表の対象として、専修学校が独自に実施する授業等のみを担当する教職員数や、そうした授業等のみを受講する生徒数も含める必要があるか。……………	152
問 30 情報公表の対象となる事項について、学校ホームページ上のどこかのウェブページで確認できる状態となっていれば、それらを集約して公表しなくてもよいか。……………	152

目 次

参考資料	155
1. 高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）	155
2. 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 14 号）	161
3. 高等学校学習指導要領の一部を改正する告示（令和 3 年文部科学省告示第 61 号）	187
4. 文部科学省初等中等教育局長「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和 3 年 3 月 31 日・2 文科初第 2124 号）	193
5. 文部科学省「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（28 文科初第 913 号・29 文科初第 1765 号・2 文科初第 2124 号）	218
6. 文部科学省「学校教育法施行規則等の一部改正に関する Q&A」（令和 3 年 3 月 31 日策定・令和 3 年 6 月 7 日一部改正）	234